

尾張北部環境組合障害者活躍推進計画の令和2年度実施状況

1. 目標に対する達成度	<ul style="list-style-type: none"> ○「採用に関する目標」は該当なし。 ○「定着に関する目標」は該当なし。
2. 取組内容の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、総務課長を充てる。 ○障害者である職員の相談窓口の設置として総務課総務 G にて対応。
3. ロールモデルとなる障害者の事例	<p>障害者である職員がいないため、該当なし。</p>
4. 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ○「定着に関する目標」については、職員数が9名（派遣職員＋会計年度任用職員）であるため、数値目標はなし。 ○現在、障害者である職員がいないため、「負担なく遂行できる職務の選定」及び「人事評価面談の際の必要な配慮等」については、実施していない。 ○組合の努力目標であるについては、愛知労働局が開催する「障害者就業生活相談員資格認定講習」に参加できなかった。 ○障害者の移動面並びに施設の利用の上の利便面及び安全面に配慮した「新ごみ処理施設の整備」については、現在入札公告中ではあるが、一時中断の状態である。 ○「障害者就労施設等への発注」については、購入する対象物品がないため、購入していない。 ○「採用に関する目標」及び「障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理」の募集・採用については、会計年度任用職員を雇用更新したため、募集を行わず、該当なし。
5. 計画の見直し・修正	<ul style="list-style-type: none"> ○任命権者を「尾張北部環境組合管理者」、「尾張北部環境組合議会議長」、「尾張北部環境組合代表監査委員」と共同の計画書とした。 ○「障害者である職員が5人以上」である場合「障害者職業生活相談員」の設置義務及び労働局への報告が必要となる。「障害者である職員が4人以下」の場合は届出の義務はないため、表現を区別するため「障害者職業生活相談員」の表現を削除した。